

令和 8 年度加古川市学校給食代替費補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 7 日 教育総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、食物アレルギー等の理由により、やむを得ず学校給食を喫食することができない児童の保護者等に対し、学校給食の代替とする食事に係る経済的負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において学校給食代替費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和 62 年規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 児童 加古川市立小学校に在籍する児童、両荘みらい学園の前期課程に在籍する児童及び加古川養護学校の小学部に在籍する児童をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者又は児童を現に監護する者をいう。
- (4) 学校給食の停止 加古川市学校給食の実施に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 2 号）第 4 条に定める学校給食の停止をいう。

(補助対象の区分)

第 3 条 補助対象は次の区分による。

- (1) 牛乳の停止
- (2) 牛乳以外の停止
- (3) 全部の停止

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、食物アレルギー等の疾患、長期の療養、宗教上の理由、不登校、その他のやむを得ない理由により、学校給食のうち第 3 条に定めるいずれかについて停止をしている又は停止をしていた児童の保護者等であって、学校給食費の滞納がない者とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は学期単位とする。

2 当該学期における補助対象の認定は、当該児童の在籍する学校の学校給食

を実施する予定日（以下「給食実施予定日」という。）の総日数のうちで、第3条に定めるいずれかの学校給食について停止をした日で、かつ、実際に喫食をしなかった日の数（以下「算定日数」という。）が、30日以上である場合に限り、当該学期を補助対象期間として認定し、第6条に定める計算により補助金を算定するものとする。ただし、補助対象者が生活保護法第6条に規定する被保護者に認定されている期間のうちの給食実施予定日の日数は、算定日数から除くものとする。

- 3 前項の規定により、当該学期の給食実施予定日のうちで当該算定日数が30日に満たない場合は、当該学期は補助対象期間としない。

（算定方法）

第6条 補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 牛乳の停止をした場合、算定日数に対して72円を乗じた金額とする。
- (2) 牛乳以外の停止をした場合、算定日数に対して240円を乗じた金額とする。
- (3) 全部の停止をした場合、算定日数に対して312円を乗じた金額とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、加古川市学校給食代替費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間に係る学校給食の停止申請書の写し
 - (2) 補助対象期間に係る実際の喫食状況を確認できる資料
- 2 前項の規定にかかわらず、学務課が保有する情報をもって申請に必要な事項を確認できる場合は、これを省略することができる。

（申請時期）

第8条 申請は学期ごとに1回とし、各学期の給食最終日から下記の期日までに申請すること。

- (1) 1学期 8月末日
- (2) 2学期 1月末日
- (3) 3学期 3月末日

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、交付申請があったときは、当該申請書を審査するとともに、必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項及び前項の規定に基づき、補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市学校給食代替費補助金交付／不交付／決定通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 市長は、前条により補助金の交付決定の通知を受けた者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第11条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の後に、第4条及び第5条の規定と照らし合わせて補助対象とならないこととなる事項が判明したとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、その趣旨及び理由を、交付決定者に加古川市学校給食代替費補助金交付取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年7月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。